

覺書

一、 会社ハ将来社員ニ対シ、一視同仁タルノ態度ヲ臨ニ罷業者タルノ故ヲ以テ、不平等ナル取扱ヒヲナサズ、心ニト、

二、 水崎、新村、春野、三名ハ然ラザル際自決セシムルニト

三、 調停要項ヲ三項ノ全ハ四月二十六日ト会社ヨリ調停者ニ提供シ全テノ手續ヲ完了ト同年、調停者ヲ、罷業代表者ニ交付ス、